

(平成23年6月15日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	15 件

愛知国民年金 事案 2948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 46 年 8 月から 50 年 3 月まで

② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 46 年 * 月頃、住み込みで会社に勤めていた時、会社の事業主が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、区役所から送付されてきた納付書で私が銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除く 31 年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、平成 14 年 4 月以降の保険料は口座振替により納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立期間②前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立人は、申立期間②当時、会社に勤めていたが、会社も順調で生活状況にも特に変化は無かったとしていることから、申立期間②のみ保険料を納付しなかったとは考え難く、前述のとおり、納付意識の高い申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする事業主は、既に死亡していることから、申立人に係る加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、加入手続後の申立期間①の保険料は、区役所から送付されてきた納付書で金融機関に納付したとしているものの、A 市では、申立期間①当時の保険料徴収方法は、集金人(国民年金推進員)による国民年金手帳を用い

た印紙検認方式を探っており、申立人の主張と相違する上、申立期間①の保険料の納付時期及び納付金額について覚えていないとしていることから、申立人の申立期間①に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月19日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って46年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①の保険料は時効により納付できなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 2949

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 56 年 1 月から 62 年 12 月まで

申立期間当時、妻が A 市で私の国民年金保険料を納付していた。詳しいことは覚えていないが、昭和 56 年分から 62 年分までの所得税の確定申告書の控えを保管している。これらに記載した国民年金保険料は、毎年納付していた私の保険料額を計上したものなので、申立期間について、保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年分から 62 年分までの所得税の確定申告書の控えを提出し、毎年、社会保険料控除として申立人の国民年金保険料を計上していたと主張しており、これら確定申告書の控えの社会保険料控除欄に計上されている国民年金保険料は、申立期間当時の保険料月額の一人分の 1 年間の保険料額と一致する。

また、申立人は、申立期間当時に自身と妻が国民年金に加入していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、妻の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 3 月 5 日に A 市 B 区で払い出されていることから、その頃に初めて妻の国民年金加入手続が行われ、その加入手続の際に、妻が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 56 年 5 月 21 日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時、妻は国民年金に加入しておらず、妻の保険料と一緒に納付することはできなかったと考えられ、同市の申立人の国民年金被保険者名簿には、45 年 10 月 9 日に被保険者資格を取得したと記載されているのみで、資格喪失に係る記載は無いことから、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入していたものと考えられ、申立人が提出した確定申告書の控えの社会保険料控除欄に計上されている国民年金保険料は、申立人に係るものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案5885

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成12年12月は、12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年10月から13年3月まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額より低額となっているので適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年12月については、A社から提出された給与支給明細書（控）により、申立人は、当該期間において12万6,000円の標準報酬月額に見合う総支給額を支給され、18万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該給与支給明細書（控）において確認できる総支給額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、「当社が保管する健康保険厚生年

金保険被保険者資格喪失確認通知書及び申立人の給与支給明細書（控）によれば、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円として届出を行っていた。」として、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月、同年11月及び13年1月から同年3月までの期間については、A社から提出された給与支給明細書（控）において確認できる保険料額及び総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

愛知厚生年金 事案5886

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年10月から62年7月まで

ねんきん定期便の記録と当時の給与支給明細書を照合したところ、A社における厚生年金保険料の納付額が、入社した昭和61年10月から62年7月までの間、違っていることに気付いた。実際に控除された額より少ない額で記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、28万円から32万円までの標準報酬月額に見合う総支給額を支給され、26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の業務を承継するB社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定

通知書」によると、A社は、申立期間について、24万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行っていることが確認できることから、事業主が給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5887

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額を、申立期間①は20万2,000円、申立期間②は20万3,000円、申立期間③は19万9,000円、申立期間④は20万円、申立期間⑤は19万6,000円、申立期間⑥は19万7,000円、申立期間⑦は19万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月20日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月20日
⑤ 平成19年12月20日
⑥ 平成20年7月20日
⑦ 平成20年12月20日

A事業所から支給された申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録に漏れがあるので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細一覧（パソコン入力帳票）、市税事務所から提出された給与支払報告書及びA事業所が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①から⑦までに

において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、申立人から提出された給与明細一覧及び市税事務所から提出された給与支払報告書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は20万2,000円、申立期間②は20万3,000円、申立期間③は19万9,000円、申立期間④は20万円、申立期間⑤は19万6,000円、申立期間⑥は19万7,000円、申立期間⑦は19万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5888

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正15年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月30日まで
② 昭和22年11月8日から23年9月9日まで
③ 昭和23年9月21日から29年2月1日まで

脱退手当金を受け取った記録となっているが、請求手続をした覚えは無く、脱退手当金を受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、昭和29年4月30日以前は、被保険者期間6か月以上20年未満の女子が婚姻、分娩のために厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合に脱退手当金を支給することとされていたが、A社の被保険者資格を喪失したとされる同年2月1日時点では、申立人は婚姻も分娩もしていないことが戸籍により確認できるため、当該脱退手当金の支給要件を満たしていない。

また、当該期間の脱退手当金は、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和30年2月26日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②の前に勤務したB社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「親戚の紹介で、タイピストとしてB社に入社し、1年ほど勤務したと思うが、体調を崩して退職した。同社はC県、A社はD県にあったが、いずれも電車で通勤していたことを覚えている。」と

述べていることから、申立人がB社の勤務期間を失念することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和20年12月22日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の記載があり、資格期間、支給金額及び支給（開始）年月日（20.12.22）が具体的に記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立期間①に係る脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5889

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月4日から36年5月1日まで
② 昭和39年4月1日から41年11月7日まで

「確認はがき」により、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②（いずれもA社）の間に挟まれたB事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、A社の現在の事業主（申立期間当時の同社事業主の子息）、同社の複数の同僚、及び申立期間当時のB事業所の事業主の証言などから判断して、同事業所は、A社の関連会社であると認められることから、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案5890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月8日から42年8月27日まで

「確認はがき」を見て、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。受け取った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で管理されている申立人の被保険者資格喪失日（昭和42年8月27日）の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性14人のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は2人と少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務した2社における被保険者期間についてはその基礎とされておらず、未請求となっているところ、当初に勤務したB社は、申立人が学校を卒業して初めて勤務した会社であり、また、申立人は、その後に勤務したC社について、「実家からバスで通勤した。タオルを箱詰めにする仕事だったが、お盆や正月前には残業したので、C社のことについてはよく覚えている。」と述べており、申立人が申立期間の前の当該2社における勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案5891

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月15日から26年10月19日まで
② 昭和27年8月18日から28年8月3日まで
③ 昭和29年9月12日から30年7月28日まで
④ 昭和33年1月5日から41年8月14日まで

脱退手当金を受給したことになっているが、もらった覚えは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票で管理されている申立人の被保険者資格喪失日（昭和41年8月14日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性19人のうち、申立人以外に支給記録がある者は5人と少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前に勤務したB社C支店における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「B社C支店は、青年師範学校を中退し、最初に勤務した会社であり、よく覚えている。」と述べており、申立人が、当該勤務期間を失念するとは考え難いとともに、異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①と申立期間②、③及び④はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、当該期間に係る脱退手当金を昭和27年12月1日に支給した旨の記載があるが、申立人は当該時期には申立期間②の厚生年金保険の被保険者期間であり、脱退手当金の支給を受けることができない期間であることから、申立人の年金記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

加えて、申立人は、脱退手当金の支給決定時（昭和42年1月13日）以前の36年4月から国民年金に任意加入し、45年4月まで継続して国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知国民年金 事案 2950

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 7 月まで

母親から年金は続けて加入したほうがいいと言われたので、昭和 51 年 5 月に会社を退職した後、私が区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書が郵送されてきたら金融機関で国民年金保険料を納付していた。途中でやめる手續はしておらず、継続して払い続けていたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 5 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、その後 57 年 10 月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間、継続して保険料を納付していたとしている。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳に記載されている内容は、オンライン記録同様、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失により強制加入対象者となった昭和 51 年 5 月 21 日に国民年金被保険者資格を取得し、共済組合に加入している者との婚姻により任意加入対象者となった同年 7 月 2 日に当該資格を喪失した後、52 年 8 月 9 日に任意加入被保険者として再度資格を取得していることが確認できる。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、途中で国民年金被保険者資格を喪失する手続を行った記憶は無いとしており、上記昭和 51 年 7 月 2 日に被保険者資格を喪失していることに疑問を抱いているが、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 9 月 6 日に払い出されていることが確認でき、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) 国民年金は、加入手続以前に強制加入対象期間がある

場合には、当該期間は遡って被保険者資格を取得するものの、任意加入対象期間については、遡って被保険者資格を取得することはできないとされていることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、任意加入被保険者として資格を取得した同年8月9日であり、被保険者資格の喪失処理は、この加入手続の際に、51年5月21日の被保険者資格の取得処理とともに遡って行われたものであり、申立人による被保険者資格の喪失手続に基づき行われたものではないと推認できる。

さらに、上記のことは、申立人に係る国民年金被保険者台帳において、申立期間前の強制加入被保険者期間である昭和51年5月及び同年6月の保険料が、加入手続が行われた後の52年8月23日に過年度納付されていることとも符合する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2951

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで
私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても母親が納付してくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳に到達した昭和63年*月頃に、母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしているが、母親は、加入手続場所、保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等についての具体的な記憶は無く、加入手続の状況及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の記号番号の被保険者のオンライン記録における保険料の納付状況によると、申立人の国民年金加入手続は平成3年4月頃に行われたものとみられ、同年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間については国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和63年4月から平成4年3月までは大学生であったとしているところ、大学生が国民年金の強制加入対象者となつたのは3年4月からであることから、申立期間は任意加入対象期間であり、上記加入手続時点から遡って国民年金被保険者資格を取得することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2952

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成 12 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 3 月から平成 12 年 10 月まで
20 歳になったということで、元夫が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は私の通帳からお金を引き出して納付してくれていたと思う。
申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする元夫から当時の状況について確認することはできないことから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成 9 年 9 月に付番されており、基礎年金番号制度導入（同年 1 月）前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人に係る国民年金加入手続が行われ、申立人が 20 歳になった昭和 60 年＊月に遡って国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は基礎年金番号が付番される平成 9 年 9 月までは、国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月から平成 7 年 7 月までの期間は既に時効が成立していることから、遡って保険料を納付することはできず、加入手続前の同年 8 月から 9 年 8 月までの期間及び加入手続後の同年 9 月から 12 年 10 月までの期間については、過年度又は現年度として納付することは可能であったものの、申立人が申立期間当時居住していた A 市の国民年金に係る記録からは、申立期間の保険料が納付された形

跡は見当たらない。

加えて、元夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2953

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から同年6月まで

申立期間当時、私が勤めていた会社は厚生年金保険に加入していなかったので、個人で国民年金に加入していた。申立期間の保険料を納付していなかったところ、保険料未納の通知がはがきで届いたので、年度最終の平成11年3月頃に3か月分の保険料をまとめて納付した記憶がある。保険料の納付は母親に行ってもらった。

領収書は無いが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人については、20歳到達を契機として基礎年金番号が平成9年4月22日に付番されており、国民年金被保険者資格取得日は、申立人が20歳になった同年＊月＊日とされていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人の保険料の納付を行ったとする母親は、保険料納付時期及び保険料額についての記憶が明確でない上、納付場所はA市役所の年金窓口であったと思うとしているところ、同市役所では庁舎内の金融機関での納付は可能であったが、年金窓口では納付できなかつたとしている。

また、A市の検認状況表においても、オンライン記録同様、申立期間は未納とされている。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号導入後は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2954

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から51年12月まで

申立期間の頃は、兄と弟と共に実家の会社を運営していた。私が20歳になつたため、母親が国民年金の加入手続を行い、以後、保険料は、母親が会社へ定期的に来ていた集金人に納付していたことを覚えている。同居していた兄と弟については、保険料がきちんと納付されており、私だけが未加入とされていることは納得しかねる。兄と弟の保険料を納付しながら、母親が私の加入手続を忘れるということは、あまりに不自然であると思う。

母親は他界しており直接的な証言は得られないが、当時の私たちの経済状況から考えても3人分の保険料を負担することについては全く問題なかつたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付は母親に任せていたとしていることから、申立期間の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行つたとする母親は既に他界していることから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細をうかがい知ることはできない。

また、申立人は、自身が20歳に達した頃に、母親が国民年金の加入手続を行い保険料を納付していた覚えがあるとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、これまでに申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金の加入手続が行われたことがうかがえないことから、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親は申立人の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、実家の会社を共に運営していた兄及び弟については、保

険料が納付されていることから、自身の保険料が納付されていないことに疑念を抱いているが、上記払出簿検索システムによると、兄及び弟については、いずれも国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金に加入していたことが確認できるのに対し、申立人については、上記のとおり、国民年金に未加入であることから、兄及び弟とは状況が異なり、兄及び弟の保険料が納付されていることをもって、母親が申立人に係る保険料を納付していたとは推認し難い。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2955

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年9月から5年3月まで

私が20歳になった月にA市役所から国民年金の加入案内と年金手帳が送られてきたので、母親が国民年金加入手続を行い、市役所から届いた納付書で国民年金保険料を金融機関に納付していた。年金手帳を紛失し、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間について、未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった月に市役所から国民年金の加入案内と年金手帳が送られてきたので、母親が国民年金加入手続を行い、市役所から届いた納付書で国民年金保険料を金融機関に納付していたとしているところ、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、国民年金加入手続の具体的な状況、納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないとしており、申立期間の加入手続及び保険料納付状況に係る詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の17年7月8日とされており、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらぬ上、A市においても国民年金被保険者資格取得日は同日とされ、届出は18年3月17日とされており、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す記録は存在しない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2956

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成元年7月までの期間及び同年11月から2年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 7 月まで
② 平成元年 11 月から 2 年 7 月まで

私は婚姻(平成2年2月＊日)後、同年8月に国民年金加入手続を行った。加入後、20歳からの国民年金保険料の未納期間について督促のはがきが送付されてきたので、同年8月にまとめて18万円ぐらいをA信用金庫で納付した。しかし、納付済みとされているのは、元年8月から10月までの期間のみで、その前後の申立期間①及び②が未納とされている。20歳からの未納期間は全て納付しており、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を平成2年8月にまとめて納付したとしているところ、申立人は、加入手続後に交付される年金手帳の受領及び申立期間の保険料の納付時期についてはよく覚えていないとしている上、当初、申立人は、加入手続及び保険料納付は、夫が行ったとしていたが、聴取の過程で自身で行ったと主張内容を変更するなど、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年10月26日にB市に払い出されており、手帳記号番号の前後の資格取得状況から、2年2月から3月頃に申立人の加入手続が行われ、この加入手続に際して、資格取得日を遡って昭和63年＊月＊日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、

申立期間①及び②の保険料を過年度納付及び現年度納付することは可能であった。しかしながら、申立人は、申立期間①、②及び申立期間①と②の間の納付済みとされている平成元年8月から同年10月までの期間の保険料をまとめて納付し、遡って保険料をまとめて納付したのは1回のみで、その金額は18万円（申立て当初は、15万円としていたが審議後の聴取時に変更。）ぐらいであったとしており、これら期間の保険料をまとめて納付する場合に必要な金額は19万1,200円となることから、申立人が納付したと主張する保険料額とは相違する。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人の平成3年5月から同年7月までの期間については、夫が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したため、同年9月27日に当該期間を第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更され、同年9月30日に当該期間の納付済保険料をその時点で未納とされていた期間のうち、遡って保険料納付が可能な元年8月から同年10月までの期間に充当され、充当できなかった納付済保険料3,000円を4年2月10日にA信用金庫C支店の申立人の口座に振込んだとする送金（支払）通知書が作成されていることが確認できる。このことから、3年9月までの時点では、元年8月から同年10月までの期間は未納期間であったものとみられ、申立人が当該期間の保険料と申立期間①及び②の保険料をまとめて2年8月に納付したとする主張と相違する。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2957

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 2 月までの期間及び 63 年 3 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 57 年 10 月から 61 年 2 月まで
② 昭和 63 年 3 月から同年 10 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、昭和 57 年 10 月頃、私の父親が A 市 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により同出張所か金融機関で毎月両親の保険料と一緒に納付していたと聞いている。申立期間②の保険料については、私が加入手続を行い、送付されてきた納付書で同出張所か金融機関で毎月納付した。納付を証明するものは無いが、婚姻前の期間の保険料が一度も納付済みとされておらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しており、申立人の申立期間①に係る加入手続及び保険料納付状況について確認することができない上、申立人は、申立期間②については、加入手続時期、保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間①及び②に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得状況から平成 3 年 3 月頃に C 市で行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って 20 歳到達時である昭和 57 年 * 月 * 日とする事務処理と合わせて厚生年金保険被保険者期間（61 年 3 月 1 日から 63 年 3 月 21 日までの期間及び同年 11 月 1 日から平成 3 年 3 月 1 日までの期間）があることから国民年金被保険者資格取得日及び資格喪失日を昭和

61年3月1日喪失、63年3月21日取得、同年11月1日喪失及び平成3年3月1日取得とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載された氏名変更日（同年3月13日）及び当初の住所が婚姻（2年12月＊日）後の同市とされていることとも符合する。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料は、父親が送付されてきた納付書で納付し、申立期間②の保険料は、申立人が送付されてきた納付書で納付したとしているところ、前述のとおり、申立人が初めて国民年金の加入手続を行った平成3年3月頃に遡って申立期間①及び②の国民年金被保険者資格が記録されたことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となり、加入手続時点では、時効により申立期間①及び②の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2958

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年3月から平成2年2月まで

私は、平成2年4月に会社を辞めた後、年金手帳を持ってA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は、私の妹が20歳となり、母親が妹の国民年金保険料を納付する際、私の国民年金保険料を20歳に遡って納付できる事に気付き、3年9月頃に母親が保険料をまとめて納付したと聞いている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月に会社を辞めた後、年金手帳を持ってA市B区役所で国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人への聴取の過程で、当初は母親が加入手続を行ったとも主張していることから、申立人の加入手続状況の記憶は曖昧である。国民年金手帳受払簿及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月2日に同区に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、前後の任意加入者の資格取得状況から、3年2月頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、その手続の際に、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した2年4月17日とする事務処理が行われたものと考えられる。このことは申立人が所持している年金手帳の記載内容及び同市の国民年金被保険者名簿において、受付記録欄に「受付年月日 3.2.5 新規取得届」と記載され、資格取得欄に「2.4.17 コウテキイコウ」と記載されていることとも符合している。

また、申立人は、資格取得後の国民年金保険料は自身が納付し、申立期間の保険料については、母親が平成3年9月頃に20歳に遡って申立人の保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人は申立期間当時学生であったとし

ており、申立期間は国民年金任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時期から遡って国民年金被保険者資格を取得することはできないことから、申立人の資格取得日は前述のとおり2年4月17日とされている。このことから、申立期間は国民年金に未加入となり、母親は申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2959

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 9 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 55 年 2 月から 58 年 4 月まで

私は、昭和 55 年 1 月に勤務していた会社が会社整理によって消滅のため退職した。当時は、A 市 B 区に住んでおり 58 年 5 月に再就職するまで失業状態にあったが、55 年 4 月頃までに同区役所で国民年金加入手続を行い、同区役所で定期的に国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 1 月に会社を退職後、同年 4 月頃までに A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後定期的に同区役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、i) 申立人は、加入手続に際して年金手帳を受領したかどうかの記憶が無いとしていること、ii) 公簿によれば、申立人の住所は 56 年 1 月 17 日までは C 市 D 区とされており、加入手続は住民登録されている市区町村で行うこととされていることから、申立人は、55 年 4 月頃までに A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行うことはできなかったこと、iii) 申立人は、加入手続後に納付書が届いたかどうかの記憶が無いとしている上、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての記憶も無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、A 市及び C 市においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないとしており、申立人が国民年金に加入していた事実を確認できない。このことは申立人が所持する年金手帳に国民年金手帳記号番号の記載が無いこと

とも符合する。このため、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2960

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、会社退職（昭和47年10月）後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、同市役所から送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所から送付されてきた納付書で保険料を納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付周期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和51年1月頃にA市役所で行われ、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した47年10月16日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2961

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年7月から平成3年3月まで

私が20歳（昭和62年＊月）になった頃、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同市役所から送付されてきた納付書で毎月9,000円ぐらいを同市役所の庁舎内で納付してくれていたと思う。私は申立期間当時、学生であったが平成3年4月に住民票をB市に移すまでは、実家であるA市に住民票をおいていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は、A市役所で申立人の加入手続を行い、保険料は送付されてきた納付書で同市役所の庁舎内で納付した覚えがあるものの、加入手続時期、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領の有無及び申立期間の保険料の納付時期については覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、母親が所持する家計簿に貼付されていた申立期間の領収書の金額が毎月9,000円ぐらいだったことを記憶しているものの、申立期間のうち昭和62年度の保険料月額は7,400円、63年度の保険料月額は7,700円、平成元年度の保険料月額は8,000円及び2年度の保険料月額は8,400円であり、申立期間直後の3年度の保険料月額は9,000円となることから、申立人が記憶する保険料月額は、記録上、保険料の納付を開始したとされている同年度の金額に近似しており、申立人が記憶する申立期間の保険料月額とは相違する。

さらに、公簿によると、申立人はB市に住所を定めたのは平成3年4月1日とされており、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続は、申立

人の国民年金手帳記号番号前後の第3号被保険者資格取得状況から、前述の住所を定めた日以降の同年5月頃に同市役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を学生が強制適用となった同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は申立期間においては学生であったため、国民年金の任意加入対象者となり、制度上、加入手続時期から遡って被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間の保険料を納付することはできない上、A市においても、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していた記録は無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2962

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 52 年 4 月までの期間及び 57 年 9 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 51 年 12 月から 52 年 4 月まで
② 昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月まで

申立期間①及び②共に、国民年金の加入手続は行っていないが、会社退職後すぐに、A 市役所か社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書と口座振替手続の書類が送られてきたため、口座振替手続を行った。申立期間①は 4,000 円から 5,000 円、申立期間②は 7,000 円から 8,000 円の保険料が、毎月引き落とされていたはずである。申立期間①及び②について、保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②共に、国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、会社退職（申立期間①及び②の始期頃）後すぐに、A 市役所か社会保険事務所から国民年金保険料の納付書と口座振替手続の書類が送られてきたため、口座振替手続を行ったとしているものの、国民年金加入手続を行っていない者に対して、口座振替手続の書類及び保険料の納付書が作成・送付されることはないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、国民年金保険料が申立期間①は 4,000 円から 5,000 円、申立期間②は 7,000 円から 8,000 円、預金口座から毎月引き落とされていたとしているところ、i) A 市では、国民年金保険料の口座振替が開始されたのは昭和 53 年 4 月からとされており、保険料の納付方法が毎月納付に変更されたのは 61 年 4 月からとしていること、ii) 申立期間①及び②当時の保険料月額は、51 年 12 月から 52 年 3 月までは 1,400 円、同年 4 月は 2,200 円、57 年 9 月から 58 年 3 月までは 5,220 円、同年 4 月から 59 年 3 月までは 5,830 円、同年 4

月から60年3月までは6,220円であることから、申立人が主張する納付方法、納付周期及び保険料額とは相違する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年3月25日にA市に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市の国民年金被保険者名簿の「受付記録」欄に「受付年月日 3.7.26 受付書類名 新規」と記載されていることから、同年7月26日に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことから申立期間①及び②は強制加入被保険者期間とみられるものの、オンライン記録、同市の申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれを見ても、資格取得日は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年1月1日とされており、申立期間①及び②当時に申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間①及び②は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したこと示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5892

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年6月15日から27年5月15日まで

申立期間において、A社で勤務しており、当時一緒に働いていた同僚の名前も覚えている。

給与明細書等の保険料控除を確認できる資料は持っていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主（申立期間当時の事業主の子息）及び同僚の証言などから判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が自分より前からA社で勤務していたとして名前を挙げた同僚二人は、申立人が主張する入社日（昭和24年6月15日）から約4年も遅い28年3月1日及び同年5月20日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が上記二人に加えて名前を挙げた同僚一人は、同社における被保険者記録が確認できることから、申立期間当時、同社では、全ての社員について入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、A社は、「昭和20年代の資料は、全く残っておらず、申立期間当時のことを探る社員は誰もいない。」と回答しており、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5893（事案4907の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月1日から10年3月1日まで

私は、A社の厚生年金保険の加入記録が欠落しているとして、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書をもらった。

しかし、その後、申立期間に係る給与支払明細書の一部（平成3年4月、4年6月及び5年5月）が出てきたので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録、源泉徴収票及び同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、平成3年10月1日から10年3月1日までの期間においてA社に勤務していたことは認められるものの、同僚二人が、「昭和62年2月までA社の厚生年金保険被保険者であったが、同社の景気が悪くなり、厚生年金保険料や健康保険料を差し引くと、給与の手取り額が少なくなるし、給与を支払えなくなるので、自分たちで保険や年金に加入するように社長から言われ、その時働いていた現場作業員と話し合って社会保険をやめた。」と証言していること、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立期間当時、同社の厚生年金保険被保険者記録がある者は、代表取締役及び事務員二人のみであり、前述の同僚二人は、厚生年金保険被保険者記録が確認できること、申立人から提出された申立期間に係る源泉徴収票（平成3年分から6年分、8年分及び10年分）及び特別徴収税額通知書（平成4年度分から10年度分）により確認できる社会保険料等の金額は、当時の申立人の給与総額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と比べても、おおむね3割から6割と過少であること、

B病院から提出された申立人の診療録により、申立人は、申立期間以前の2年10月1日に国民健康保険の資格を取得し、少なくとも9年9月9日まで国民健康保険被保険者として同病院で受診していることが確認できること等から、既に当委員会の決定に基づき、22年12月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として平成3年4月、4年6月及び5年5月の給与支払明細書を提出し、再度の申立てを行っている。

しかしながら、当該給与支払明細書については、i) 発行した事業所名が記載されていないこと、ii) 平成3年4月と約2年後の5年5月の厚生年金保険料控除額が同額となっていること、iii) 前回提出された源泉徴収票において確認できる申立期間の社会保険料等の金額を当該給与支払明細書に記載されている控除額（1年分を算出）と比較すると、2割程度の範囲内（90%から110%）で相違がみられること、iv) 前回提出された特別徴収税額通知書において確認できる当該期間の県・市民税の額を当該給与支払明細書に記載されている控除額（1年分を算出）と比較すると、10割程度の範囲内（70%から170%）で相違がみられることから判断して、信ぴょう性が認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5894

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年頃から31年頃まで
② 昭和32年5月頃から同年9月頃まで

私は、A社において、建設工事の仕事をしていた。当時、保険証を使って盲腸の手術を受け入院したので、厚生年金保険にも加入していたはずだと思う。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚は、「私は、A社で昭和29年頃から30年頃まで勤務していた。時期は覚えていないがその頃、申立人も勤務していた。」と証言しており、また、申立人が名前を挙げた同社の現場責任者は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できることから判断して、勤務した期間は特定できないが、申立人は、当該期間当時、同社の現場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人がA社で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚二人及び当該同僚が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚二人については、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

申立期間②について、申立人はA社で一緒に勤務した同僚の名前を記憶しておらず、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会しても、いずれも申立人のことを記憶していないことから、申立人の当該期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5895

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年9月24日から同年10月24日まで
② 昭和44年1月26日から同年3月12日まで

申立期間①については、A社入社時に社会保険に加入することを確認したのに、1か月間勤務した年金記録が無い。

申立期間②については、B社に昭和39年3月1日から49年12月20日まで継続して勤務したが、転勤した覚えも無いのに44年1月26日から同年3月12日までの期間の年金記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間にA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は、「申立人に係る資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と証言している。

また、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、同僚の名前を覚えておらず、証言を得られない上、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が当該期間に同社に勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①及びその前後の期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、B社から提出された社員名簿及び同僚の証言から判断して、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人の厚生年金保険の取扱いについては、申立人に係る資料は残っておらず不明である。」と証言している。

また、申立期間②当時、B社において厚生年金保険被保険者であった同僚の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人を除く3人の従業員についても申立人と同様に昭和44年1月26日から同年3月12日までの期間において被保険者期間の欠落がみられ、同社の事業主は、一部の従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、これらのB社の元従業員は、継続して勤務していたので被保険者期間の欠落している理由は分からぬ旨証言している上、B社は、「申立人と同様に、当該元従業員についても、厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と証言している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、B社において被保険者期間の欠落がみられ、1度目の資格取得日は昭和39年3月1日、離職日は44年1月25日であり、2度目の資格取得日は同年3月12日、離職日は49年12月20日であることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険被保険者記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5896

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年3月2日から37年5月24日まで
脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月22日から35年9月1日まで
② 昭和39年6月1日から40年3月1日まで
③ 昭和42年7月1日から44年2月1日まで

私は、申立期間①、②及び③について、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和45年5月22日に支給決定されているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は旧姓から新姓に変更されており、備考欄に「氏名変更届 45.3.24」と記載（支給決定の約2か月前）されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更の処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5898

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年7月21日から同年9月1日まで
② 昭和39年9月1日から40年4月1日まで
③ 昭和40年4月1日から42年12月28日まで

私は、今回、脱退手当金の確認はがきが届いたのを契機に申立てをした。これまでに脱退手当金を受給する手続をすることも無く、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和43年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後24ページに記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和42年12月28日）の前後約3年間に資格喪失し、6か月以内に被保険者資格を再取得していない受給資格のある女性20人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を、オンライン記録により確認したところ、10人に支給記録が確認できる上、このうちの7人は資格喪失日から6か月以内に支給決定されている。

さらに、複数の同僚が、「脱退手当金の請求手続は、会社が行ってくれた。」と証言していることなどを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5899

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月30日から33年11月5日まで
② 昭和33年11月5日から34年1月1日まで

A社の被保険者期間については、会社が代わりに手続をして、脱退手当金を受給した記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間①及び②における加入期間についても、脱退手当金が支給済みとされている。

申立事業所を退職した際は、脱退手当金の説明は無く、請求をした記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和40年8月15日）から約3か月後の同年11月18日に支給決定されている。

また、オンライン記録によると、申立人が受給したことを認めているA社における被保険者期間と申立期間①及び②を併せた期間に基づいて脱退手当金が支給されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理は申立期間を含めて脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月29日から44年2月16日まで
脱退手当金の確認はがきを受け取ったが、脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年6月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月16日から35年6月21日まで

私は、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年6月21日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした22人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14人に支給記録が確認できる上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和35年12月27日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年11月21日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月4日から同年12月31日まで
② 昭和29年1月20日から31年11月20日まで
③ 昭和32年2月10日から36年4月25日まで

私は、育児のためA社を退職した。会社から脱退手当金の説明を受けた記憶も、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年4月25日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たした3人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち2人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年10月13日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁判庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年6月8日から40年1月29日まで

申立期間について、脱退手当金を支給したことになっているが、受給した記憶は無いので、当該期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和40年1月29日の前後2年以内に資格喪失した者13人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年5月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月7日から29年3月14日まで
② 昭和29年5月12日から33年3月1日まで

私は、日本年金機構からの確認はがきを受け取って、昭和33年5月に脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間①及び②は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されおり、他の被保険者期間とは別の記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することはできなかったことから、申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年2月1日から40年3月30日まで
日本年金機構から届いた確認はがきによれば、私がA社に勤務した期間の厚生年金保険は、脱退手当金が支給されたこととして記録されている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、調査をして、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、住所欄には、申立人が証言する当時の住所が記載されているところ、当該裁定請求書によれば、昭和43年2月17日に社会保険事務所（当時）で受け付けられ、同年5月27日に隔地払いにより申立人に対して支払われていることが確認できる上、申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金支給決定伺に記された金額とも一致している上、脱退手当金裁定請求書の受付日から約3か月後の昭和43年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年3月26日から36年6月16日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間に係るA社B支店の厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を受給したことになっているのを知った。私は次の仕事を見付けて同社同支店を退職した時、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金受給の記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時、退職する従業員には、脱退手当金の制度について説明し、必要事項を記載した脱退手当金の裁定請求書を渡していた。」としている。

また、申立人が勤務していたA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性100人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年6月の前後2年以内に資格喪失した者のうち、受給資格者92人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、81人に支給記録が確認でき、そのうち72人は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、同社の証言どおり、当時は退職する従業員に対し、脱退手当金の説明が行われ、退職者の多くが、脱退手当金の請求手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。